

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】令和5年11月9日(2023.11.9)

【国際公開番号】WO2022/107834
 【出願番号】特願2022-563816(P2022-563816)

【国際特許分類】
E 0 4 D 1 3 / 0 3 (2 0 0 6 . 0 1)

【F I】

E 0 4 D 1 3 / 0 3 Z
 E 0 4 D 1 3 / 0 3 B
 E 0 4 D 1 3 / 0 3 U

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月1日(2022.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(削除)

【請求項2】

(削除)

【請求項3】

(削除)

【請求項4】

(削除)

【請求項5】

30

屋根の開口部に跨って複数設置される開口部補強部材の各々が、当該開口部補強部材の長手方向に伸長する本体部材と、該本体部材の長手方向の両端部にそれぞれ配置され、前記屋根の前記開口部の両側に設けられた突起部に上方からそれぞれ嵌合する1対の押え部と、前記本体部材の長手方向の両端部にそれぞれ配置され、前記突起部の位置の前記屋根を下方からそれぞれ支持する1対の支持部とを備えており、

前記1対の支持部の各々は、下方から挿通して該支持部に固着されているボルトと、該ボルトに上方からあらかじめ係合しているナットとを備えており、

前記1対の押え部と前記1対の支持部との間に前記屋根が挟設され、前記ボルトに前記ナットを締め付けることにより、前記屋根の前記開口部に固定されるように構成されていることを特徴とする開口部補強部材。

40

【請求項6】

前記ボルトには、下から座金、ばね座金及び前記ナットがこの順序であらかじめ係合していることを特徴とする請求項5に記載の開口部補強部材。

【請求項7】

前記1対の支持部は、前記ボルト及び前記ナットにより前記本体部材にあらかじめ係合されているが該本体部材とは別個の独立した部材であることを特徴とする請求項5に記載の開口部補強部材。

【請求項8】

前記支持部は、前記本体部材の長手方向と直交する方向から該長手方向と平行となる方向に前記ボルト周りを回転可能に構成されており、前記本体部材は、前記1対の支持部の各

50

々の側面が当接し前記ボルト周りの該支持部の連れ回りを阻止するストッパ部を備えていることを特徴とする請求項 5 に記載の開口部補強部材。

【請求項 9】

前記 1 対の押え部が、前記本体部材とは別個の独立した部材であることを特徴とする請求項 5 に記載の開口部補強部材。

【請求項 10】

前記 1 対の押え部が、前記本体部材と一体化して形成されている部材であることを特徴とする請求項 5 に記載の開口部補強部材。

【請求項 11】

前記 1 対の支持部が、前記本体部材と一体化して形成されている部材であることを特徴とする請求項 5 に記載の開口部補強部材。 10

【請求項 12】

前記本体部材が、前記開口部を跨がるように直線状に伸長したコ字状断面を有する部材であることを特徴とする請求項 5 に記載の開口部補強部材。

【請求項 13】

屋根に設けられた開口部と、該開口部を横断して固着された、請求項 5 から 12 のいずれか 1 項に記載の開口部補強部材からなる第 1 の開口部補強部材と、該第 1 の開口部補強部材によって前記開口部の縁端部に固着された架台と、該架台によって前記開口部に取付けられた開口取付け設備とを備えていることを特徴とする屋根構造。

【請求項 14】 20

(削除)

【請求項 15】

前記開口部取付け設備が、天窓、ルーフファン及びベンチレータの少なくとも 1 つであることを特徴とする請求項 13 に記載の屋根構造。

【請求項 16】

前記天窓が、ガラス板部材及び該ガラス板部材の下方に設けられた光拡散板部材を備えていることを特徴とする請求項 15 に記載の屋根構造。

30

40

50